

# 改善指導の実施状況に関する調査研究

矯正協会附属中央研究所 鴨 下 守 孝  
多 田 一  
竹 下 賀 子

キーワード：矯正処遇、一般改善指導、特別改善指導

## I 研究の目的

平成18年5月24日から「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」が施行され、平成19年6月1日にはその一部改正により「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(以下「刑事収容施設法」という。)が施行された。

刑事収容施設法では、受刑者の「状況に応じた適切な処遇を行う」(第1条)ことを目的として明示した上で、処遇の原則として「その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図る」(第30条)ことを掲げている。この「処遇の個別化」の原則の下、受刑者処遇の中核である「矯正処遇」として、「受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させる」(第103条)ことを目的とした改善指導の実施が定められた。

この法律を受けて、刑事施設では一般改善指導及び特別改善指導が実施されることとなった。

一般改善指導は、原則として全受刑者を対象に、①被害者の置かれている状況と心情を理解させ罪障感を養うこと、②規則正しい生活習慣や健全なものの方や考え方を身に付けさせ心身の健康を増進させること、③釈放後の生活設計に必要な情報を理解させ社会生活において求められる協調性、規則遵守の精神、行動様式等を身に付けさせることなどを目的として行われる。

特別改善指導は、改善更生及び円滑な社会復帰に支障を来たすような事情の改善に資するよう特に配慮した指導のことを言い、①薬物依存離脱指導、②暴力団離脱指導、③性犯罪再犯防止指導、④被害者の視点を取り入れた教育、⑤交通安全指導及び⑥就労支援指導の6種がある。

一般改善指導の内容や方法の設定については各施設にゆだねられており、特別改善指導についても、矯正局から提示されている標準プログラムに基づき、各施設において実践プログラムを策定、実施している。各施設では収容している受刑者の特性や施設の置かれた

状況等に応じて、「医学，心理学，教育学，社会学その他の専門的知識及び技術を活用」（第84条第5項）しながら，科学的な根拠に基づく効果的な指導を行うべく努力を重ねていると考えられる。

そこで，本研究では「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の施行から1年が経過した時点での全国の刑事施設における改善指導の実施状況について，実践プログラムの内容，指導体制や実施環境に関する意見等を広く集め，改善指導の発展・充実のために活用可能な資料を得ることを目的とする。

研究の実施に当たっては各施設における改善指導の構造と運用の実態という2つの視点から実情を把握することを旨として，改善指導の実施状況と円滑かつ効果的な指導を目指した担当者の工夫・苦勞を尋ね，それらを忠実に整理するよう試みた。本研究で得られたデータを互いに参考とし，改善指導をより充実・発展させるために活用してほしいと考えている。

## II 方法

### 1 調査対象施設

改善指導を実施する刑事施設78庁（社会復帰促進センターを除く刑務所57庁，少年刑務所8庁，拘置所7庁，刑務支所6庁）を対象とした。

### 2 調査期間

平成19年7月27日から同年8月31日まで

（調査対象時期は平成18年5月24日から平成19年7月31日とした。）

### 3 実施方法

調査対象の刑事施設78庁の改善指導を担当している統括矯正処遇官に対して調査票を送付し，回答を求めた。また，参考資料として，各施設における改善指導実践プログラムの指導計画と一般改善指導の総合計画表の送付を求めた。

### 4 調査内容

調査は，改善指導の全般的な実施状況とその課題及び特別改善指導の各講座の実施状況について行った。

改善指導の全般的な実施状況とその課題に関しては，各施設の特別改善指導及び一般改善指導の実施状況，指導体制，指導の効果的な実施，実施環境，他部門との連携，特別改善指導の発展・充実に向けた課題について調べ，特別改善指導の各講座の実施状況に関しては，特別改善指導の実施に関する工夫，苦勞，修正点等について講座ごとに調べた。

### Ⅲ 結果（改善指導の全般的な実施状況とその課題）

結果の整理に当たっては、改善指導の実施の実態と円滑かつ効果的な指導を目指した担当者の工夫や苦勞をデータに沿って忠実に整理するよう試みた。

#### 1 特別改善指導の実施状況

平成18年5月24日から平成19年7月31日までの約14か月間における特別改善指導の開講回数（実施クール数）を種類別にまとめると、以下のとおりである。

##### (1) 薬物依存離脱指導（R1）

開講回数は1回から21回であり、3回とした施設（15庁）が最も多く、1施設当たりの平均開講回数は4.5回である。21回実施とした施設は、3グループを同時に実施している。

##### (2) 暴力団離脱指導（R2）

開講回数は1回から5回であり、個別指導とした施設（8庁）も多い。個別指導とした施設を除いた1施設当たりの平均開講回数は、2.3回である。

##### (3) 性犯罪再犯防止指導（R3）

開講回数は1回から15回であり、2回とした施設と3回とした施設（各6庁）が多く、1施設当たりの平均開講回数は3.7回である。10回以上実施しているのは2庁である。

##### (4) 被害者の視点を取り入れた教育（R4）

開講回数は1回から14回であり、1回とした施設（21庁）が最も多く、1施設当たりの平均開講回数は2.7回である。14回実施とした施設は、「ほぼ全ての収容者が対象であるため、出所までに必ず受講できるよう班編成を行った。」としている。

##### (5) 交通安全指導（R5）

開講回数は、1回から58回であり、1回とした施設（9庁）が最も多く、1施設当たりの平均開講回数は5.0回である。58回実施とした施設は、「ほぼ全ての収容者が対象であるため、同時に7グループ実施している。」とのことである。

##### (6) 就労支援指導（R6）

開講回数は、1回から28回であり、2回とした施設（17庁）が最も多く、1施設当たりの平均開講回数は3.0回である。

#### 2 特別改善指導の指導体制

各施設における特別改善指導の指導者について、教育部門職員、教育部門以外の職員、外部講師の3種に分けて、指導状況を調べた。

##### (1) 教育部門職員の指導状況

## ア 特別改善指導の指導担当者数

各施設における特別改善指導の担当者は、1名から11名であり、2名（21庁）とした施設と3名（21庁）とした施設が最も多い。全施設の合計は207名で、1施設当たりの平均は2.7名である。

## イ 指導担当者の勤務年数，教育部門勤務年数，少年施設勤務年数（表1～4）

各担当者の勤務年数は、1年から42年であり、10年区切りで見ると、21～30年（83名）が最も多い。

各担当者の教育部門勤務年数は、1年から34年であり、10年区切りで見ると、1～10年（162名）が全体の4分の3を占める。中でも、教育部門勤務年数が3年以内の職員は113名と半数を超える。

各担当者の少年施設勤務経験について見ると、勤務経験のない者（128名）が全体の6割を占める。勤務経験のある者（79名）について少年施設勤務年数を見ると、1～10年（45名）が最も多い。また、少年施設勤務経験がある職員について、刑事施設教育部門の勤務年数を見ると、3年以下の職員が62名と8割近くを占めた。

## ウ 指導担当者の担当講座数（表5）

各担当者の担当講座数を見ると、2種類以上の講座を掛け持ちで担当している者が107名と半数を超えており、職員1人当たりの平均担当講座数は1.9講座である。

表1 指導担当者の勤務年数

年数	人数
1～10	48
11～20	49
21～30	83
31～42	27
計	207

表2 教育部門勤務年数

年数	人数
1～10	162
(～1)	54)
(2～3)	59)
(4～5)	20)
(6～10)	29)
11～20	21
21～30	21
30～34	3
計	207

表3 少年施設勤務年数

年数	人数
なし	128
1～10	45
11～20	24
21～30	6
30～36	4
計	207

表4 教育部門勤務年数  
(少年施設勤務経験あり)

年数	人数
1～10	73
(～1)	35)
(2～3)	27)
(4～5)	6)
(6～10)	5)
11～20	5
34	1
計	79

表5 指導担当者の担当講座数

講座数	人数
1	100
2	56
3	36
4	11
5	4
計	207

## (2) 指導力向上のための取組

指導担当者の指導力を向上させるための各施設の取組は、以下のとおりである。

少年施設で実施される研究授業に職員を参加させているとする施設や、矯正研修所、同支所、矯正局、矯正管区等における改善指導関連の研修に職員を参加させているとする施設が多い。また、処遇技法を習得するため、SST、薬物問題、カウンセリング等の民間の研修に職員を参加させている施設、民間自助団体のミーティングを見学させている施設も多い。講師を招へいして処遇技法の研修を実施した施設、R3では担当者が専門家のスーパーバイズを受けているといった施設もあり、その中には、少年施設の職員による処遇共助を活用している施設もある。

その外、他施設の実施状況を見学する、外部講師の講義を見学する、講義前後に外部講師を交えてミーティングを行うといった方策によって指導力向上に努めている、との回答もある。

## (3) 部門外担当者の指導状況

教育部門以外の部門に所属し、特別改善指導を担当している職員（部門外担当者）の指導状況をまとめた。

## ア 特別改善指導の部門外担当者数（表6）

部門外担当者について、「なし」とする施設が30庁と全体の4割近い。

部門外担当者がある施設について見ると、その数は1名から10名であり、1名（20庁）とした施設が多い。全施設を合わせると120名の部門外担当者がおり、1施設当たりの平均は1.5名である。なお、部門外担当者の集計に当たっては、1名の部門外担当者が複数の講座を担当している場合、それぞれについて1名と計上している。

表6 部門外担当者数

人数	施設数
0	30
1	20
2	11
3	7
4	4
5	1
6	3
8	1
10	1
計	78

表7 部門外担当者の所属部門

	人数
分類	43
処遇	42
医務	24
作業	8
企画	2
庶務	1
計	120

## イ 部門外担当者の所属部門と属性（表7）

部門外担当者の所属部門は、分類（43名）が最も多く、次いで処遇（42名）、医務（24名）である。総務部門は庶務の1名のみである。

次に、部門外担当者の属性について、部門ごとに分類して集計した。ただし、回答には役職名による分類と所掌業務内容による分類が混在していたため、必ずしも厳密な分類とはなっていない。

分類部門では、統括矯正処遇官（14名）、調査専門官（12名）が多い。管理職（統括矯正処遇官、首席矯正処遇官）が15名と全体の3分の1を超える。

処遇部門では、統括矯正処遇官（7名）が多く、管理職（部長、首席矯正処遇官、統括矯正処遇官）が11名で全体の4分の1を超える。

医務部門では、医師（10名）が最も多い。作業部門では、作業専門官（5名）が主である。

#### ウ 部門外担当者の担当講座・担当単元数・指導方法（表8～10）

部門外担当者の担当講座を見ると、R1（40名）が最も多く、R2（30名）、R4（14名）、R5（11名）、R6（10名）、R3（5名）の順に多い。施設単位で見ると、R1で部門外担当者が指導している施設は実施指定77庁中26庁、R2では実施指定35庁中18庁、R3では20庁中5庁、R4では78庁中11庁、R5では48庁中6庁、R6では43庁中9庁である。

部門外担当者の担当単元数は、1～2単元（71名）が最も多く、全体の7割近くになっているが、次いで多いのは全単元（21名）である。

部門外担当者による指導方法は、講義（67名）が最も多く、次いでグループワーク（36名）が多い。なお、指導方法については、複数の方法を実施している場合もあり、重複計上している。

そのほか、施設の中には、処遇部門職員8名、医務部門職員1名、作業部門職員1名に教育部門担当者3名を加えた13名によって複数の講座を順転で指導しているところもある。

#### エ 所属部門ごとの特徴（表8～10）

部門外担当者の所属部門ごとに、担当講座・担当単元数・指導方法の特徴を見る。

分類部門担当者（43名）では、R2（14名）、R1（11名）を担当している者が多く、担当単元数は1～2単元（26名）、全単元（12名）、指導方法は講義（22名）、グループワーク（20名）が多い。

処遇部門担当者（順転で指導している8名を除く34名）では、R2（15名）を担当している者が約半数、次いでR1（10名）を担当している者が多く、担当単元数は1～2単元（17名）、指導方法は講義（17名）、グループワーク（13名）が多い。

医務部門担当者（順転で指導している1名を除く23名）では、R1（19名）を担当している者がほとんどで、担当単元数は1～2単元（22名）、指導方法は講義（20名）が多い。

表8 部門外担当者の担当講座（所属部門別）

担当講座	分類	処遇	医務	作業	その他	人数計	施設数
R1	11	10	19			40	26
R2	14	15			1	30	18
R3	5					5	5
R4	8	5		1		14	11
R5	4	4	1		2	11	6
R6	1		3	6		10	9
計	43	34	23	7	3	110	75

表9 部門外担当者の担当単元数（所属部門別）

担当単元数	分類	処遇	医務	作業	その他	人数計
1～2単元	26	17	22	4	2	71
3～5単元	2	6	1			9
6～9単元	1	5		1		7
10単元以上	2					2
全単元	12	6		2	1	21
計	43	34	23	7	3	110

表10 部門外担当者の指導方法（所属部門別）

指導方法	分類	処遇	医務	作業	その他	人数計
講義	22	17	20	5	3	67
グループワーク	20	13	1	2		36
討議	4	3				7
講話・講演	4	1	1			6
SST	5			1		6
ロールプレイ		3				3
その他	1	3	1			5
計	56	40	23	8	3	130

\*重複計上

## (4) 外部講師の指導状況

各施設の特別改善指導における民間協力者・関係機関等の外部講師の指導状況は、以下のとおりである。

## ア 外部講師の数

各施設で招へいしている外部講師の人数は、1名から13名であり、4名（17庁）、6名（13庁）とした施設が多い。全施設を合わせると、353名の外部講師がおり、1施設当たりの平均は4.5名である。なお、外部講師の集計に当たっては、1名の外部講師が複数の講座を担当している場合、それぞれについて1名と計上している。

## イ 外部講師の種別

外部講師を種別ごとに分けると、民間自助団体（70名）が最も多く、次いで犯罪被害者支援団体（36名）、臨床心理士（30名）、医療関係者（28名）、警察関係者（24

名), SST 指導者 (23名), 篤志面接委員・教誨師 (23名) が多い。民間自助団体の内訳を見ると, ダルクが62名と9割近くを占める。

#### ウ 外部講師の担当講座・担当単元数・指導方法

外部講師の担当講座は, R1 (114名) が最も多く, 次いで R4 (100名), R6 (72名) が多い。担当単元数は, 1~2 単元 (192名) が半数以上であるが, 全単元 (35名) を担当している外部講師も全体の1割いる。全単元を担当している外部講師の担当講座を見ると, R1 (12名) と R3 (11名) が多い。

指導方法は, 講義 (145名) が最も多く, 次いでグループワーク (116名), 講話・講演 (63名), SST (48名) の順に多い。

#### (5) 今後招へいを検討している外部講師

今後招へいを検討している外部講師がいるとした施設は, 59庁である。最も多い施設では, 6名の外部講師を新たに招へいすることを検討している。

招へいを検討している外部講師の種別は, 警察関係者 (23庁) とした施設が最も多く, 次いで民間自助団体 (18庁), 少年院職員 (11庁) が多い。

招へいを検討している外部講師の担当講座は, R1 (30庁) とした施設が最も多く, 次いで R5 (25庁), R4 (21庁) が多い。

招へいを検討している施設の多かった警察関係者と民間自助団体について担当講座を集計したところ, 警察関係者は23庁中15庁が R5の指導を, 民間自助団体は18庁中15庁が R1の指導を検討していた。

#### (6) 指導体制に関する意見

特別改善指導の指導体制の現状と課題, 解決策等について広く意見を求めたところ, 以下のような意見が寄せられた。

現状として, 指導者不足を挙げる施設が多かった。外部講師や他部門の職員の協力も得ているが, 今後, 特別改善指導を充実させ多くの対象者に受講させるためには指導者がなお不足しているという施設から, 教育部門職員が1名で全ての講座の受講者の選定から指導までを担当しているという施設まで, 程度の差はあるものの, 十分な指導人員が確保できていないという意見が多い。また, 従来業務に加えて特別改善指導を実施しているため, 職員の負担が増大しているという施設も多い。さらに, 標準プログラムで示されるプログラム内容の実施に当たっては, 高度な専門知識や指導技術が必要であり, 教育専門官が配置されていないため実施が難しい, 刑務官である担当者はこれまで特別改善指導の経験が乏しく, 技能を身に付けるためのトレーニングが必要である, という意見もある。

課題としては, 指導者の養成を挙げる施設が多く, 一部の職員に限らずどの職員も指導ができるようにする, 意欲のある職員や若い職員を担当者として育成するなど, 処遇部門職員を中心に指導者を育成していく必要があるとの意見が主流である。

また, 現に指導をしている担当者の指導力の向上, 業務の合理化による負担軽減,



外部講師の確保が必要だ、との意見があった。

各施設における取組としては、指導者を確保するために配置換えを行ったという施設、幹部職員が指導者になったという施設、プログラムの工夫による指導の効率的な実施に努めているという施設、指導力向上のために担当者を研修に参加させているという施設、業務の合理化等によって担当者の負担軽減を図っている施設及び処遇共助により指導者を確保している施設がある。

要望としては、職員の増員を求める施設が多い。特に教育専門官を配して特別改善指導を専断的に実施する体制を求める声が目立つ。

指導体制強化の方策として外部講師の確保を挙げ、そのために上部組織からの支援が必要との意見もある。また、他部門（特に処遇部門）の職員による指導の実施が望ましい、全所的な取組として特別改善指導を実施する必要がある、との意見もある。

#### (7) 特別改善指導の指導体制に関する要約

##### ① 教育部門の指導担当者について

特別改善指導の実施担当者は、3名以下という施設が大半を占める。担当者のうちの半数は、複数の種類の特別改善指導を掛け持ちして担当している。担当者の勤務経験を見ると、刑務所における勤務経験は豊富であるものの、教育に関する経験は、刑務所においても少年施設においても乏しいという者が多い。少年施設に勤務した経験のある者は少ないが、そのほとんどが刑事施設の教育部門に勤務して3年以内である。

こうした中で、改善指導担当者の指導力を向上させるため、各施設では職員を矯正部内での研修や研究授業に参加させている。また、民間団体の主催する研修に参加させ、より専門的な処遇技法を習得させている施設も多い。数は少ないが、少年施設による処遇共助を活用し、処遇技法の研修や指導に関するスーパーバイズを実施している施設もある。

##### ② 部門外担当者について

教育部門以外の職員が特別改善指導を担当している施設は、全体の約6割である。部門外担当者の担当単位数は1～2単元、指導方法は講義が多く、特別改善指導の種類ではR1の担当が多い。また、全単元の担当やグループワーク指導を行っている者もいる。

部門外担当者の所属部門は、分類部門、処遇部門、医務部門が多い。担当者の役職等を見ると、全体として幹部職員が多いが、分類部門では調査専門官、医務部門では医師が多い。医務部門職員はR1で講義を、分類部門職員はR1でグループワーク、R2で講義を、処遇部門職員はR2で講義又はグループワークを担当している者が多い。

##### ③ 外部講師について

各施設が外部講師を招へいして指導の充実を図っている。中でも、民間自助団体

の協力を得ている施設が多かったが、犯罪被害者支援団体、臨床心理士、医療関係者、警察関係者、SST 指導者を外部講師として招へいしている施設も多い。講座の種類ごとに見ると、R1では民間自助団体によるグループワーク指導、R2では警察関係者や暴力追放運動推進センターによる講義、R3では臨床心理士によるグループワーク指導、R4では犯罪被害者支援団体や被害者団体による講義・講話、R6ではSST 指導者等によるSST 指導が盛んに行われている。

今後新たに外部講師の招へいを検討している施設は、全体の4分の3に上り、警察関係者や民間自助団体、少年院職員を外部講師として招へいしたいとの意見が多かった。

#### ④ 指導体制について

指導体制に関しては、指導者不足をあい路とする施設がほとんどである。また、指導担当者を配置できても専門性に難がある、他部門との連携も一部にとどまることから、指導を担当する職員の負担が大きくなっているというのが各施設の声である。課題としては、担当職員の専門的知識や指導力の向上、処遇部門を中心にした指導担当職員の育成、外部講師の確保などが挙げられている。

こうした現状において、各施設とも様々な取組をしているものの、施設独自の取組だけで事態を開示することは困難なようであり、様々な要望が出されている。まず第一に職員の増員が求められており、とりわけ二部制庁を中心に教育専門官の増員を求める声が多い。また、処遇部門の職員も指導を担当するのが望ましいという意見、教育に対する理解を深め全所的に取り組む必要があるとの意見などが述べられている。

### 3 特別改善指導の効果的な実施

特別改善指導の円滑かつ効果的な実施に関する事項として、特別改善指導の実施に当たり、受講者の動機付けを高めるために工夫していることや受講後のフォローアップとして行っていることを調べた。

その結果、動機付けについては、受講前に個別面接を行い、受講に向けて意欲を高めたり、受講を拒否した者に対して受講を促したりしている施設が多かった。次いで、刑執行開始時の指導や受講の告知の際に、特別改善指導の意義や受講が義務付けられていることを説明しているという施設が多かった。また、受講者の興味関心を把握する、内面への気付きを促すという目的で受講前にアンケートを行うという工夫も挙げられていた。

指導開始後の働き掛けとしては、講座の内容を工夫し受講者の積極的な参加を促す、出所後も役立つ情報を組み込むとした施設が多かった。また、面接指導によって心情の安定を図り、受講意欲を高めるという施設も多かった。ワークブックや感想文作成によって受講者の状態を把握し、さらにそれにコメントを返すことによって動機付けを高めているという施設もあった。

指導終了後のフォローアップとしては、必要に応じて個別面接を行い指導の効果を持続させるよう努めているという施設が多く、受講者全員にアンケートを実施している、課題作文・感想文等を提出させているという施設もあった。

釈放前指導時にまとめとしての指導を行っているという施設や、指導終了後に一定の期間を置きフォローアップ指導を行う、必要に応じて再受講を促す、一般改善指導でVTR視聴をさせている、という施設もあった。

#### 4 特別改善指導の実施環境

特別改善指導の実施環境について、各施設の教室数や設備等を調べた。

##### (1) 教室数

各施設の教室数は0から8教室で、2教室(27庁)、1教室(18庁)とした施設が最も多く、1施設当たりの平均は2.4教室である。教室がないため会議室等を使用しているとした施設は6庁である。

##### (2) 教室の使用状況

特別改善指導を実施している78庁のうち、改善指導専用の教室がある施設は、5庁である。そのうちの1庁は専用教室を3つ、残りの4庁は専用教室を1つ確保している。ただし、専用教室があるとした施設のうち2庁は、専用教室以外の場所でも改善指導を実施している。

教室を共用している75庁(専用教室のない施設73庁、専用教室はあるが共用の教室も使用している施設2庁)について、改善指導を実施している教室が他にどのような目的で使用されているのか調べた。

その結果、「教科指導」、「集合教誨」、「クラブ活動」、「釈放前指導」、「刑執行開始時の指導」、「その他」の6つの活動のうち、4つ以上の活動と共用している施設が57庁で、全体の4分の3に上った。教室で行っている活動としては、クラブ活動(67庁)、教科指導(61庁)、集合教誨(59庁)、釈放前指導(56庁)を挙げる施設が多かった。

##### (3) 実施環境の整備

特別改善指導の実施に当たって、新たに実施環境を整備した施設は25庁である。

整備の内容は、教室の増設が12庁と最も多く、次いで視聴覚機材の整備(8庁)、教室の改装(5庁)、備品の整備(3庁)である。

教室を増設した施設のうち2庁は、R3専用の教室を整備している。視聴覚機材を整備した施設には、グループワーク記録用のモニタリングシステムを設置したという施設もある。

##### (4) 実施環境について改善したい点

特別改善指導の実施環境について、今後改善したい点がある施設は64庁である。

改善したい点を分類すると、教室の増設(23庁)が最も多く、改善指導専用教室の確保(17庁)、視聴覚機材の整備(12庁)と続いている。

#### (5) 実施環境に関する意見

特別改善指導の実施環境の現状と課題、解決策等について広く意見を求めた。

現状については、教室が少ない、実施場所が不足しているといった記述が多く、他の活動と日程・場所を調整し、時には改善指導のスケジュールを変更しながら実施している現状が述べられている。その中で、解決策として教室の増設を求める声がある一方、食堂や会議室を教室として転用する、他の活動と日程調整をしながら実施するといった方法が現実的な対応策として挙げられている。

また、教室はあっても場所が不便である、視聴覚機材がない、防音対策が必要であるなど、場所や環境が不十分であるため、まずは特別改善指導を実施するにふさわしい物理的環境を整えたいとの意見が多い。効果的な指導のために視聴覚機材や教材を揃えたいという意見、グループワーク等の実施のためモニタリングシステムを導入したいという意見も挙げられている。さらに、R3については、単独室の確保と防音設備等の整った教室が必要であるため、教育棟として独立した建物があると良いといった意見もあった。

### 5 特別改善指導に関する他部門との連携

特別改善指導の実施に関する他部門との連携について、他部門職員の特別改善指導に対する協力・理解の度合いと、連携の課題等について尋ねた。

#### (1) 他部門の職員の協力

特別改善指導の実施について、他部門の職員の実務的な協力が得られていると「思う」(24庁)、「少し思う」(26庁)とした施設が合わせて50庁と全体の6割を超える。協力が得られていると「あまり思わない」(20庁)、「思わない」(5庁)とした施設も一定数ある。

他部門の職員による協力の内容としては、受講者の連行を挙げた施設が多い。受講者の連行については、教育部門職員の人手不足だけでなく、特にR2やR3に関して、指導を受講していることを周囲の者に知られたくないという受講者に対する配慮もその理由とされている。また、講座の指導担当として協力を得ているとの意見も多い。そのほか、指導実施時の立会、指導時間の調整、受講者の選定、意欲の乏しい者に対する受講への働き掛け等に関して協力が得られ、特別改善指導の円滑な実施につながっているとの意見がある。

#### (2) 他部門の職員の理解

特別改善指導の実施について、他部門の職員の理解が得られていると「思う」(21庁)、「少し思う」(31庁)とした施設が合わせて52庁と全体の6割を超える。理解が得られていると「あまり思わない」(19庁)、「思わない」(4庁)とした施設も一定数ある。

他部門の職員の理解を得るために行っていることでは、指導内容、日程、対象者等

を事前に周知させる、実施記録を回覧するなど、情報の共有に関する意見が多い。また、他部門の職員に指導を担当してもらうことや、指導の立会、ゲストスピーカーによる講義の聴講によって理解を促しているとの意見もある。さらに、改善指導に関する研修の実施によって理解を広げる、プロジェクトチームを立ち上げて全所的に取り組んでいる、という動きもある。

その一方で、理解を求めるための時間が確保できない、理解を求めているがすぐには浸透しないだろう、といった意見もある。

### (3) 他部門との連携に関する意見

特別改善指導の実施に関する他部門との連携の現状と課題、解決策等について広く意見を求めた。

現状については、連携は良好である、他部門の協力を得ている、との意見が多い。しかし、指導時間や指導場所の調整について他部門の事情を優先している施設もあり、他部門の業務量等を考えると、応援・協力を求められる状況にないといった意見も多い。

要望としては、指導者としての参加を求めるもの、理解を求めるもの、応援・協力を求めるものがある。その他、部門間の連携を進めるにはトップダウンでの対応が必要、頻繁な配置換えが必要、といった意見がある。

指導者としての参加を求める意見では、特に処遇部門職員に対しR2指導の実施を求めるもの、指導補助として参加してほしいというもの、部門ごとに担当する講座を定めて実施すべきというものなどがある。単に指導者不足を解決するためだけでなく、日ごろから受刑者に接しているため受刑者に対する理解が深く効果的な指導を展開できる、処遇部門職員が改善指導に参加することで普段から教育的な働き掛けが可能になる、などその指導効果を期待する声大きい。指導が独りよがりにならないよう、異なる視点を取り入れたいという意見もある。

また、処遇部門職員と受講者に関する情報交換を密に行って効果的な指導を行いたい、連行・立会に他部門からの協力を得てより多くの受講者に指導を行いたい、他部門職員に指導研究会や研修への参加を求めたいなど、実質的な応援・協力の拡大を求める声も大きい。

さらに、他部門職員から協力は得られていても関心は低い、実際に改善指導としてどのような指導を行っているのか知らない他部門職員も多いなど、関心の低さを指摘する施設も多く、その背景には、改善指導の実施は教育部門の役割だという他部門職員の意識があるとして、今後、特別改善指導の意義や必要性について理解を求め、意識改革を進めていかななくてはならないという意見が多い。

### (4) 他部門との連携に関する要約

多忙な業務の中で可能な範囲の協力を得ているとの意見が多く、連行・立会や指導者としての参加など、他部門の協力状況が肯定的に語られているが、今後の改善指導

の発展のためにはより一層の連携が必要であるとして、さらなる協力を求める声が多い。特に、処遇部門職員による指導は、単に指導者数の確保というだけでなく、効果的な指導が展開できるとして必要性を強調する意見が多かった。

しかし、他部門の協力が必須とはしながらも、他部門における業務量の多さのみならず、教育は教育部門で行うべきだという意識があることから、簡単には協力を得られないというのが実情のようである。そのため、今以上の協力を得るため、まずは幹部職員をはじめ、他部門の職員が教育の必要性・重要性を認識するよう、意識改革を進める必要があるという意見が顕著である。

## 6 特別改善指導の発展・充実に向けた今後の課題・解決策

今後の特別改善指導の発展・充実に向けて、何が課題であり、どのような解決策があるのかについて広く意見を求めた。

課題としては、指導体制の充実（指導者の確保、指導力の向上）が必要であるとする意見が最も多かった。中でも、処遇部門の職員を指導者として養成すべきとの意見が目立った。また、教育専門官だけが指導を担当するのではなく、受刑者の行動・思考に対する理解が深い刑務官が指導することを求めるという意見もあった。

次いで、改善指導に対する周囲の理解・協力が必須とする意見が多かった。新法における改善指導の位置付けに対する理解が不十分であり、教育は教育部門でという意識が抜けていないとの意見や、処遇部門職員の協力を得て普段から教育的な働き掛けを行い、より指導の充実を図りたいとする意見、刑務官は矯正教育の担い手としての誇りと使命感も持つべきとする意見などがあった。

これら実施体制に関する意見のほかに、プログラムの充実、効率的な実施も課題として挙げられている。プログラムの充実では、犯罪傾向の進捗等の対象者の特徴に応じた工夫、受講者の意欲を高めるような工夫が必要である、とされている。また、現状では対象者全員に特別改善指導を実施することは難しいとし、別に、全員に対する実施が可能な効率的な指導法・指導内容を検討すべきであるとの意見があった。

こうした課題に対する解決策として、多くの施設が職員を研修に参加させ指導者として育成したい、指導力の向上を図りたいとしている。また、指導内容の充実と指導者の育成のため、少年施設による処遇共助を活用していきたいという意見や、他の刑事施設における実施状況を参考にし、内容を互いに検討したいという意見もあった。外部講師の確保に関しては、協議会・研修会を通じて周辺の関係機関との連携を強めることによって外部講師を充実させることが具体的な方策として挙げられている。

特別改善指導の充実・発展に向けた要望としては、職員の増配置が最も多く挙げられている。中でも、教育に関する知識と経験を有する教育専門官の配置を望む施設が多かった。そのほか、指導者育成のための研修を頻繁に実施すること、外部講師の招へいや民間研修参加のための予算措置、外部講師リストや推奨教材リスト等の管区単位での取りまとめ、

管区職員による巡回指導等を望む声があった。

これら意見のほかに、現状では発展・充実は困難であるという悲観的な意見や、専門知識の乏しい刑務官にとっては指導の実施だけでも負担が大きいといった意見があった。

以上の意見をまとめると、指導体制の強化が最大の課題であり、そのために部門を超えて刑務官を指導者として育成すべきとするものが多い。その一方で、指導策・指導技術の向上を求めることが刑務官の負担となっており、刑務官のみで充当することには限界があるため、少年施設との人事交流や処遇共助の活性化をする必要があるという意見、法務教官・心理技官を配置すべきであるという意見もある。

また、改善指導は教育職員のみで終了するものではないという意見が多く、必要に応じて処遇職員もその一翼を担うことが重要であるとしている。そのためには、施設全体で改善指導に取り組む体制を作る必要があるとして、改善指導に関する研修の実施や意識改革のための方策を求めている。

## 7 一般改善指導の実施状況

一般改善指導は、VTR 視聴、講話等の様々な形態で行われているが、そのうち講義・グループワーク等の形式で実施している講座の実施状況を調べた。

### (1) 一般改善指導の実施状況

講義・グループワーク等の形式で実施されている一般改善指導は延べ84講座あり、その種類は酒害講座が35庁と最も多く、次いで窃盗犯対象の講座（9庁）、高齢者対象の講座（7庁）が多い。

酒害講座の開講回数は1回から15回で、3回（12庁）とした施設が多く、1施設当たりの平均は3.1回である。通年実施しているという施設もある。

### (2) 実施を検討している一般改善指導

今後、講義・グループワーク等の形式での実施を検討している一般改善指導の講座がある施設は19庁で、検討中の講座として酒害講座（3庁）、高齢者対象の講座（3庁）、しよく罪指導（3庁）が挙げられている。

### (3) 一般改善指導の発展・充実に向けた意見

一般改善指導の発展・充実に向けた今後の課題と解決策等について広く意見を求めた。

課題としては、ワークブックを記入させコメントをつけて返しているものの量が膨大な上にフォローも難しいといった現状が述べられ、全受刑者を対象に、居室で実施可能な指導の方法を検討すべきであるとの意見が多い。また、一般改善指導は、種類や対象者が多いため、教育部門のみならず、施設全体（特に処遇部門）での実施が必要であるとして他部門の理解・協力を求める意見も多い。指導者の育成・確保、実施環境や実施時間の確保といった指導体制の充実が課題であるとする施設もあった。

その他、一歩進めた意見としては、指導の領域を絞り込む必要がある、特別改善指

導に準じた形の対象者を絞り込んだプログラムを充実させていくべきである、とするものもある。

一般改善指導を充実・発展させる方策としては、外部講師による講話の充実を図りたいとする意見が多い。その他ワークブック等による実施を検討するとの意見、酒害講座の充実を図りたいとする意見がある。

要望としては、指導力不足に対して、一般改善指導を実施することができる職員の増員及び専門家の配置を望む意見並びに指導力向上のための研修の実施を求める意見がある。他に、一般改善指導の実践プログラムの作成や、一般改善指導に適した教材（VTR教材、録音教材等）の開発を求める意見もある。

#### IV 結果（特別改善指導の各講座の実施状況）

各施設で実施している特別改善指導について、実施に当たっての工夫、実施して苦勞した点及び実施後の修正点を調査した。

##### 1 薬物依存離脱指導（R1）

R1の実施に関しては、76庁から回答を得た。

###### (1) 実施に当たっての工夫

実施に当たっての工夫として、指導者の工夫、プログラム構成の工夫、教材の工夫、グループワーク実施の工夫及び効率的な実施の工夫が挙げられている。

指導者に関する工夫としては、民間自助団体から講師の派遣を受けて、グループワークを実施するなどの協力を得ている施設が多く、加えて、精神科医師、保健所職員、薬剤師、少年院職員等外部講師を招へいし、専門知識に基づく講義を実施している施設もある。

プログラム構成に関する工夫としては、認知行動療法に基づく離脱スキルを学習させる、グループカウンセリングを実施する、ロールレタリングによる指導を行う、グループワークを多く取り入れる、受刑者の動機づけに力を入れる、薬理作用や依存のメカニズムの講義を行うなど様々なプログラム構成が考えられている。

使用する教材については、ワークシートの使用により指導の内面化を図る、アンケートを活用して反応を見る、VTR教材を使用して薬物依存に関する知識を与えるなどしている。

また、グループワークの実施に関して、担当者が受容的態度を維持する、家族的なムードを作る、円卓型式で話し合う、花を飾るなど発言しやすい雰囲気作りの工夫がなされている。受講者を選定する際に工場単位で集団編成する、知己関係を入れないといった配慮により、受講者が話しやすい場を整えている施設もある。

そのほか、講座の効率的な実施に関しては、対象者全員が受講できるように複数の



グループを実施している、短縮プログラムを作成し開講回数を増やしている、受講者を工場単位で集約して効率的に実施しているといった工夫をしている。

## (2) 実施して苦勞した点

実施して苦勞した点として、外部講師の招へい、担当者の指導力、受講者の選定、グループワークの実施、対象者数の多さ及び受講の動機付けに関することが挙げられている。

外部講師の招へいに関しては、講師の選定に始まり、日程調整、指導内容のすり合わせに配慮が必要との意見が多い。

担当者の指導力に関しては、認知行動療法、薬物等に関する専門的知識が乏しいため指導に自信が持てないという意見がある。

受講者の選定に関しては、薬物の使用歴に個人差が大きいため集団編成に苦勞したという意見が多い。

グループワークの実施に関しては、限られた時間内で受講者の本音に迫ること、モチベーションを上げること、グループワークに効果的な雰囲気を作ること又は否認や合理化といった感情を処理することが難しいという意見がある。

その他、再犯者の指導、單元ごとのメリハリの維持、一回の指導時間の不足なども実施上のあい路となっている。

## (3) 見直しによる修正点

実施後の見直しによる修正点として、外部講師の招へい、指導方法、教材及び単元数・実施期間に関することが挙げられている。

外部講師の招へいに関しては、民間自助団体によるグループワークの導入や実施回数の増加を行った施設が多い。また、薬物に関する知識を付与するため、医療関係者の講義を追加したという施設もある。

指導方法に関しては、グループワークの回数を増やした、外部講師だけでなく職員主導のグループワークを取り入れた、薬物依存のメカニズムや離脱方法に関する講義を重視したという施設がある。

教材に関しては、VTR教材の活用がある。

単元数・実施期間に関しては、単元数を減らした、通常プログラムとは別に短縮プログラムを策定したという施設がある。

その他、指導職員の育成を進める、家族への働き掛けを行う、といった工夫をしている施設がある。また、フォローアッププログラム、犯罪傾向別のプログラム、単独室処遇の者に対するプログラムなど、様々なプログラムの策定を検討しているという意見がある。

## 2 暴力団離脱指導 (R2)

R2の実施に関しては、30庁から回答を得た。

(1) 実施に当たっての工夫

実施に当たっての工夫として、指導者の工夫、プログラム構成の工夫、教材の工夫、受講者選定の工夫が挙げられている。

指導者に関する工夫としては、警察や暴力追放運動推進センターといった外部講師の招へいを挙げる施設が多いが、処遇部門職員や分類部門職員による指導を行っているという施設もある。

プログラム構成に関する工夫としては、個別指導を基本とするものが多い一方、個別指導から集団指導に変えた施設もある。また、グループワークを実施したものの不調であったため講義中心の方式に変更したという施設もある。

使用する教材に関する工夫としては、VTR教材の活用を挙げる施設が多い。また、ワークシートを使用して事前学習をさせているという施設もある。

受講者の選定に関する工夫としては、離脱意思の有無を確認し、離脱意思を表明した者を中心に指導を実施している施設が多いが、離脱意思のない者に対しては個別指導を行うという施設もある。また、同一組織の者や対立する組織の者が同じグループに入らないようチェックする、組長・幹部・組員それぞれのグループ順に実施するという工夫がなされている。

その他、家族の立場を理解させることに重点を置くとした施設や、暴力団離脱指導を受けていることを他の受刑者に知られたくないという受講者に対して、指導への進行時に配慮しているという意見がある。

(2) 実施して苦勞した点

実施して苦勞した点として、担当者の指導力、受講者の選定及び指導方法に関することが挙げられている。

担当者の指導力に関しては、受講者の方が指導者よりも暴力団の内部事情に詳しいので、指導内容について試行錯誤を重ねているという意見や、処遇部門・分類部門・教育部門の各担当者同士の指導方針の統一に努めたという意見がある。

受講者の選定に関しては、反目組織、同系列組織の把握が困難であり、集団編成に苦勞する、保安面で気を遣うとする意見や、受講者選定に当たって偽装離脱を見抜くことや多くの対象者の離脱意思を確認することに苦勞するという意見がある。

指導方法に関しては、所属組織間の対立等を考えると集団指導が困難であること、そのため個別指導を実施しているが対象者全員に実施するまでに時間がかかることが問題とする意見がある。

その他、離脱を決心しても出所後の生活計画が決まらない者が多い、指導効果の判断が難しいといった意見がある。

(3) 見直しによる修正点

実施後の見直しによる修正点として、外部講師の招へい及び受講者の選定に関することが挙げられている。

外部講師の招へいに関しては、職員の知識不足補充等のために、警察、暴力追放推進センター、ハローワーク等外部関係者の講義を取り入れている講座が多い。

受講者の選定に関しては、離脱意思のない者に対して指導を実施しているという講座もあるが、現在は離脱意思のある者のみを対象としており、今後離脱意思のない者に対する指導の実施を検討するという講座が多い。現状では、受講拒否者にアンケートを実施する、ワークブックを活用するなどの工夫をして、そうした者への指導が疎かにならないように対応しているようである。

その他、将来的には、就労支援、更生保護施設入所等につき道筋をつける必要があるという意見がある。

### 3 性犯罪再犯防止指導 (R3)

R3本科プログラムの実施に関しては、18庁から回答を得た。

#### (1) 実施に当たっての工夫

実施に当たっての工夫として、指導者の工夫、犯罪内容を周囲に知られないための配慮及びグループワーク実施の工夫が挙げられている。

指導者に関する工夫としては、臨床心理士のスーパービジョンを受けている、指導者間の綿密な打合せを実施しているという施設がある。

受講者が周囲の者に事犯の内容を知られることを嫌がるため、単独室を確保するという施設が多く、単独室が確保できない施設においても課題作成の場を提供している。

グループワーク実施に関しては、アノニマスネームの名札を付けさせる、実施上のルールを唱和する、自己評価と感想を書かせる、指導にメリハリを付ける、発言しやすい環境・雰囲気を作るなどの工夫がなされている。

その他、指導の主旨徹底や動機付けのために個別面接等を行うとした施設もある。

#### (2) 実施して苦勞した点

実施して苦勞した点として、担当者の指導力、受講への動機付け及び犯罪内容を周囲に知られないための配慮に関することが挙げられている。

担当者の指導力について、指導者が不慣れであるため苦勞した、指導者の育成が課題である、との意見がある。

受講への動機付けについて、指導の途中でグループからの離脱を申し出た者がいたため個別面接を実施して指導を継続したという施設がある。

前述したとおり犯罪内容を周囲に知られないための配慮が必要であり、指導場所や居室の確保に苦勞した、そのための他部門との調整に苦慮した、という意見が多い。

#### (3) 見直しによる修正点

実施後の見直しによる修正点として、女子少年施設の女性職員にコ・リーダーとしての指導を依頼している、動機付けが低い者には動機付けを高めるための指導が必要であるといった意見がある。

#### 4 被害者の視点を取り入れた教育 (R4)

R4の実施に関しては、74庁から回答を得た。

##### (1) 実施に当たっての工夫

実施に当たっての工夫として、指導者の工夫、プログラム構成の工夫、教材の工夫、受講者選定の工夫、心情安定の工夫及び面接の実施に関することが挙げられている。

指導者に関する工夫としては、被害者支援団体関係者や臨床心理士にゲストスピーカーや講師として講話、講義、ロールレタリング等を依頼し、犯罪被害者の実情等を認識させることに努めているという意見がある。

プログラム構成に関する工夫としては、ロールプレイ、ディベート、イメージトレーニング、ロールレタリング等の手法を取り入れ、被害者感情や生命の尊さに気付かせるよう工夫しているという意見がある。

使用する教材に関して、視覚に訴える VTR 教材等を使用するという施設や、アセスメントのために質問紙や YG 性格検査を用いているという施設がある。

受講者の選定に関する工夫としては、類似した事件の者を集めて指導をしているという施設が多いほか、被害者との関係（肉親、第三者）によってグループを分けるという施設もある。

その他、受講の動機付けを高めるための事前面接、指導の内面化を図るための個別面接等、面接による働き掛けを重視している施設が多い。また、心情安定を図るために、必要に応じて個別面接を行う、受講者の動静把握に努める、処遇部門との情報交換を密に行う、といった工夫をしている施設も多い。

##### (2) 実施して苦勞した点

実施して苦勞した点として、外部講師の招へい、担当者の指導力、受講者の選定、受講の動機付け、指導の目的及びグループワークの実施に関することが挙げられている。

外部講師の招へいに関しては、地理的な条件等からゲストスピーカーの確保に苦勞しているという意見がある。

担当者の指導力に関しては、これまで指導したことがないテーマであり指導力の向上が課題であるという意見がある。

受講者の選定については、事犯の内容、被害者が存命か死亡かといった点で受講者間に差があると指導が難しいとして、等質の集団の編成に努めている。

受講の動機付けに関しては、オリエンテーションや講座の意義の説明、個別面接を行うなどの方法により、動機付けに努めている。

また、指導の目的について、被害者の望むものとなっているかが不安であるとする意見があった。

グループワークの実施については、事件内容の発表等の動機付けが難しい、本音を引き出すのに苦勞する、といった意見が多い。

その他、謝罪のあり方に関して検討すべきであるという意見がある。

(3) 見直しによる修正点

実施後の見直しによる修正点として、外部講師の招へい、指導方法、教材、受講者及び単元数・実施期間に関することが挙げられている。

外部講師の招へいに関しては、ゲストスピーカーの招へいや少年施設からの処遇共助によって指導を充実させたという施設が多い。

指導方法については、ロールレタリング、SST、グループワーク、認知行動療法に基づくプログラム、講話と個別面接の組み合わせなど、各施設が様々な手法を取り入れている。

使用する教材については、ワークブックの使用や副読本の充実を図っている。

受講者の選定については、生命犯を交通と非交通に分ける、性犯罪者は別グループにする、といった見直しを行った施設がある。

単元数・実施期間については、単元数を増やして指導の充実を図っているもののほか、指導期間を短縮して開講回数を増やすことを検討している施設がある。

その他、個別指導用のプログラムや、事犯の内容（虐待による殺人と金銭目的での殺人等）に応じたプログラムの策定を検討しているという意見もある。

## 5 交通安全指導 (R5)

R5の実施に関しては、30庁から回答を得た。

(1) 実施に当たっての工夫

実施に当たっての工夫として、指導者の工夫、プログラム構成の工夫、教材の工夫及び受講者選定の工夫が挙げられている。

指導者に関する工夫としては、法律専門家、自動車学校関係者、警察官、被害者団体関係者、少年施設職員などの外部講師が招へいされている。

プログラム構成に関する工夫としては、ロールレタリング、グループワーク等を中心に実施されている。

使用する教材に関する工夫としては、VTR教材、新聞記事、ワークブック、被害者・加害者それぞれの手記等が教材とされている。教材については、外部講師や交通安全団体から提供を受けているとする施設が多い。

受講者選定に関する工夫としては、残刑期の短い者から実施しているという施設や、事犯の内容を考慮してグループ分けしているという施設がある。

その他、過ちの責任転嫁・合理化をしやすい者がいるので、その点に留意しているという施設やアルコール依存と交通事故の関連について重点的に指導しているという施設がある。

(2) 実施して苦勞した点

実施して苦勞した点として、受講者の選定、受講者の意識及び対象者の刑期に関す

ることが挙げられている。

受講者の選定に関しては、死亡事犯者と道交法違反者で事犯への認識が異なるための絞った指導ができなかった、集団指導が困難である、という施設が多い。また、対象人員が多いため運営に工夫を要したという施設がある。

また、受講者が道路交通法を軽視しており、交通法規遵守の姿勢や罪の意識を持たせるのに苦労したという意見が多い。

刑期が短い者が多いため、入所間も無いうちに指導をしなくてはいけないといった意見も挙げられている。

### (3) 見直しによる修正点

実施後の見直しによる修正点として、外部講師の招へい、指導方法、教材及び単元数・実施期間に関することが挙げられている。

被害者遺族による講話を実施する、グループワークを実施するといった指導者・指導方法に関する工夫をしている施設がある。

単元数・実施期間については、短期集中型のプログラムを実施している施設がある。

使用する教材について、副読本の充実、ワークブックの利用、テキスト作成等を行っている施設がある。

その他、個別指導用プログラム、被害者のある者と交通違反者を分けたプログラムを策定する、飲酒運転に関する項目を充実するといった見直しを検討している施設もある。

## 6 就労支援指導 (R6)

R6の実施に関しては、40庁から回答を得た。

### (1) 実施に当たっての工夫

実施に当たっての工夫として、指導者の工夫、プログラム構成の工夫及びSST・グループワーク実施に関する工夫が挙げられている。

指導者に関する工夫としては、外部の専門家の協力を得て、マナー、職場適応技術等を身に付けさせるための指導を実施している施設が多い。

プログラム構成に関しては、出所まで時間があるため職業意識に重点を置いている、刑期を考慮するよう講師に依頼している、という工夫も見られた。

SST・グループワークを円滑に実施するため、1グループの人数・メンバー構成等に配慮している、職業訓練のグループを基本としているといった工夫がなされている。

### (2) 実施して苦労した点

実施して苦労した点として、外部講師の招へい、担当者の指導力、受講者の選定、SST・グループワークの実施及び受講の動機付けに関することが挙げられている。

外部講師の確保と日程調整（運動入浴日、職訓日程等との関連を含む。）に苦労が多い。

担当者の指導力については、SSTを実施できる職員の不足・不在に苦勞しているという意見がある。

受講者の選定については、対象者が多く、SSTやグループワークの指導に適した人数を超えてしまうという施設がある。

SST・グループワークの実施に関しては、受講者が不慣れで指導に苦勞した、人数が多いため十分に実施できなかった、という意見がある。

受講の動機付けに関しては、出所まで期間があること、就勞経験がないこと、高齢であることなどの理由から、受講への意欲や就勞への意欲を高めることに苦勞するという意見がある。

### (3) 見直しによる修正点

実施後の見直しによる修正点として、指導方法、受講者の選定及び単元数・実施期間に関することが挙げられている。

指導方法に関しては、SSTによる指導時間・回数を増やして指導効果の強化を図っている施設がある。また、職員の中から指導者を養成するため、研修を行っているという施設もある。

受講者数・単元数・実施期間については、実効あるように弾力的に運用している施設がある。

その他、指導期間が中間期であるためフォローアップ指導の実施を検討する必要があるという意見がある。

## V 考察

### 1 特別改善指導の実施状況

多くの施設では、限られたスタッフだけで数種類もの特別改善指導を実施しなくてはならないという状況にある。その一方で、R3における推進基幹施設、R5における交通事犯集禁施設のように、比較的多くの人材を投入しプログラム構成や実施法を工夫しながらそれぞれの講座を重点的に実施している施設もある。

### 2 特別改善指導の指導体制

教育部門職員については、刑事施設での勤務経験は豊富だが教育の経験が乏しい職員と、少年施設で教育経験を積み新たに刑事施設の教育部門に配属された職員という経歴等の異なる2種類の職員がいることが認められる。少年施設で培った矯正教育のノウハウを刑事施設における特別改善指導の実施に活かすべく、人材が投入されている結果であろう。今後刑事施設における矯正指導が充実・発展していくためには、こうした異なる背景を持つ職員が互いの持つ知識を共有し、高め合うことが必要であり、引き続き刑事施設と少年施設の間の活発な人事交流が求められる。こうした交流は、少年施設職員の技能向上につな

がり、少年施設側にも多大なメリットが生じるであろう。しかしながら、そうした人事交流の機会が乏しい小規模な刑事施設が多いことも事実であり、そのような場合には、周辺の少年施設に積極的に処遇共助を求め、教育の実践的知識を学び取っていくこと、そのための施設間の連携を強めることが不可欠ではないと思われる。

なお、人事交流を推進するに当たっては、とりわけ、少年施設から刑事施設に異動を求められる法務教官や心理技官について、採用時に所属の少年施設において将来刑事施設に異動する機会がある旨をあらかじめ説明したり、異動に対するインセンティブとなり得るよう中・長期的な研修・昇任・昇給等を始めとする人事管理上の配慮を示したりすることなどが求められよう。

また、調査時点では、他部門の職員が指導を担当しているという施設は、6割にとどまっている。今後、施設内において広く他部門からの協力を求め、処遇部門職員の受刑者との関係や分類部門職員・医務部門職員の専門知識を活かすと共に、様々な能力を有する職員の専門知識を開発して、より効果的な指導を展開する余地が刑事施設の人材群には潜在していると考える。そして、この場合も教育専門官等と並んで改善指導に活躍する刑務官を養成する方策が求められるところである。

外部講師の指導状況については、各施設が外部講師を招へいして指導の充実を図っており、今後さらに外部講師の指導を拡大したいとする施設が多い。外部講師として適当な人材を得るためには、関係機関との協議会や研修会等に参加し協力を求める、現在招へいしている外部講師等の情報を近隣施設と共有し、互いに協力して人材を確保する、といった取組をさらに進めることが必要である。また、地元の人材を発掘するためには、地域に根ざした活動をしている篤志面接委員・教誨師等に協力を求めること、日ごろから地域との交流を積極的に行うことなどについて、教育担当者に委ねるのではなく、幹部職員が率先して当たることが重要である。

### 3 特別改善指導の効果的な実施

受講の動機付けやフォローアップのために、総じて、指導の開始から終了まで対象者一人ひとりに目配りをした対応がなされている。また、特別改善指導の実施期間に限らず、刑執行開始時の指導や釈放前指導、一般改善指導の機会を活かして働き掛けを行うことで、指導の効果を高めようとする動きもある。

### 4 特別改善指導の実施環境

特別改善指導の実施環境については、教室の数・設備共に十分に整っていないとする施設が多く、他の活動と日程や場所の調整をしながら実施しているというのが現状である。一部の施設では教室の増設や改装が行われ、より効果的な指導のためにモニタリングシステム等の設備が整えられている。その一方で、指導場所が不足しているために、他の活動との調整を余儀なくされ、特別改善指導の実施が制限されてしまうという意見もあり、ま



ずは物理的な面から、特別改善指導を円滑に実施できる環境を整える必要がある。

## 5 他部門との連携

他部門との連携に関しては、協力・理解が得られているとの意見が優勢であるが、他部門の協力・理解は得られていない、協力を求められる状況にはない、という意見も多い。協力・理解が得られているという施設においても、実際の連携のレベルを見ると、他部門の職員が指導を担当するという直接的な参加から、連行・立会という周辺的な参加、日程調整や受講者への働き掛けといった特別改善指導を円滑に実施するための間接的な支援にとどまるものまであり、施設間の関与度の差は大きい。一方で、今後の改善指導の発展のためには他部門とのより一層の連携が必要であるとの見方は各施設とも共通しており、望ましい協力のあり方について、現状に応じた様々なレベルの要望が出されている。しかしながら、そうした協力が得られるかどうかについては、なかなか難しいとする見方もある。

さらなる連携の推進が難しいとする要因として多くの担当者から挙げられているのは、収容人員増加にともなう業務量の増加や人手不足による各部門の多忙さと、特別改善指導に対する他部門職員の関心の低さである。新法において求められている改善指導に対する理解を促し、施設全体で改善指導を推進していきたいというのが現場の担当者の実感であり、こうした職員の意識をどう強化していくかが、今後他部門との連携を進める上での鍵になると考えられる。

## 6 特別改善指導の充実に向けた課題

特別改善指導の発展・充実に向けて必要なことを問うたところ、実施の前提とも言うべき周囲の理解が必要という意見をはじめとして、指導体制の強化、プログラムの改良、効率的な実施のための工夫まで、様々なレベルの課題が挙げられている。

例えば、少年刑務所のような法務教官や心理技官の配置された、指導体制の充実した施設では、標準プログラムに沿って一定レベルの指導が行われ、今後の指導のさらなる充実を目指し、より効果的な指導の実施を求めて工夫をしている感がある。

一方、指導体制が十分ではない、特に小規模の施設は、指導者不足、指導力不足を痛感しているようであり、指導体制強化のための現実的な解決策として、外部講師の招へいや処遇共助の依頼、他部門への協力要請などが必要であるという意見が多く出されている。

## 7 一般改善指導の実施状況

処遇類型別指導において培った知識・経験を活かして、各施設が可能な範囲で一般改善指導を実施している。中でも酒害講座は、講義・グループワーク等の方法により重点的に実施している施設が多い。

一般改善指導は、全受刑者を対象としていること、指導すべき領域も被害者感情理解、行動適正化、自己啓発、社会復帰円滑化、対人関係円滑化等と広範囲にわたっていること

から、大人数に対して効果的に実施するための教材の開発が課題であると言える。その一方で、特別改善指導には含まれないものの、集団を編成して重点的に指導することが必要であると考えられる講座については、特別改善指導のプログラムに準じた形で内容を充実させていくことが求められている。特に、酒害講座は多くの施設で実施されており、それだけ必要性も高いと考えられることから、各施設がこれまで培った経験や工夫を活かし、ある程度標準化したプログラムを示すことが必要であろう。

## 8 特別改善指導の実施状況

R1では、民間協力者の協力を得てグループワーク中心のプログラムを実施しているが、指導の時間数が限られていることもあり、成果を上げるためには、単元数の見直し等が必要であると考えられる。また、グループワークは一度に実施できる人数に限りがあり、全受刑者の2割に上る薬物事犯者全員に対して一律にグループワークを実施することは困難であるため、ワークブックやVTR教材を活用した効率的な指導のあり方を検討することも有益であると思われる。

R2については、対象者の特質から、また、指導目的の特質から、受講者の反応及び指導担当者の感触を確かめつつ進めている感がある。対象者が暴力団員であるため集団編成が難しいこと及び受講への動機付けを図る必要があることから、集団指導よりも個別的な働き掛けに重点を置く方が、指導効果が上がると考えられる。しかしながら、教育部門担当者のみでそうした個別指導を実施することは負担が大きいため、他部門の職員にも指導担当者としての参加を求め、指導を実施することが求められる。

R3は、扱うテーマやプログラムの内容から専門的なスタッフの指導が特に必要とされる。また、実施環境についても、犯罪内容を周囲に知られないため単独室を使用させる、教室の環境を整える、といった配慮が求められるが、各施設とも他部門の協力を得て全所的に取り組んでいる。指導の充実に向けては、他の講座においてもこうした支援体制を整えることが望まれる。

R4は、各施設がゲストスピーカーの協力を得て実施しており、面接等の個別的な働き掛けも行われているが、加害者に対して被害者の心情を認識させることに一層努める必要がある。また、受講者の心情安定のための働き掛け、指導担当者の心理的負担への配慮といった問題もあり、心理面の支援ができるスタッフの協力が必要とされる講座であると言える。

R5については、事犯の内容によって受講者の事犯に対する認識が異なるとの意見が挙げられており、受講者の事犯内容（人身事故を起こした者とそうでない者等）によって指導内容にも工夫が必要である。また、人身事故を起こした者の中には、R4受講対象者も多いと考えられることから、R4との指導内容の分化や実施順序の工夫など、特別改善指導の種類を超えた調整が必要である。また、現状では、交通規範遵守の姿勢を身に付けさせる指導が主であり、飲酒運転に関する指導を重点的に行っている施設は一部にとどまっ

ていることから、民間自助団体の協力を求めるなどして、今後は飲酒運転に関する指導を充実させていく必要がある。

R6では、SST やビジネスマナー講座等を取り入れた実践的な指導が行われているが、集団編成の都合上、職業訓練実施中又は職業訓練終了直後に行うことが多く、動機付けの難しさが問題となっている。また、就職活動に関する知識の付与や履歴書の作成等の演習は、出所間際に行う方が効果的と考えられる。そのため、R6では特に職場に適応するための心構え及び行動様式を身に付けさせることを目的とし、就職活動に関する実習的な内容は釈放前教育において実施し、R6を補完するといった方法が考えられる。

## 付 記

本研究では、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の施行から1年が経過した時点での、各施設における改善指導の実施の実態を把握することを目的として調査・分析した。本研究が、今後、改善指導をより充実・発展させるために活かされることを期待する。

最後に、本研究の実施に当たり、調査研究に御協力を賜った法務省矯正局をはじめ矯正施設の各位に対し、心からの謝意を表します。